

会議に付した事件は次のとおりである。

会議案第2号 議員派遣について

- 議長 笹木 英二 ただ今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。  
12日に引き続き会議を再開いたします。 (午前10時00分開会)  
直ちに本日の会議を開きます。 (午前10時00分開議)  
議事日程第2号は、お手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 笹木 英二 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長において  
平 田 文 義 君  
金 子 廣 司 君  
の両君を指名いたします。

◎ 日程2番 一般質問

- 議長 笹木 英二 日程2番 これより一般質問を行います。一般質問は先例に従い通告順に進めてまいりたいと思います。
- 議長 笹木 英二 順番1 堀 広一君、ご発言願います。
- 議員 堀 広一 町への節電対応についてお伺いしたいと思います。大きく2点に分けてお伺いするのですが、町長にご答弁いただきたいと思います。  
既にメディアなどにおきまして節電は、広く国民に呼び掛けられております。政府は今年の夏が2010年度のような猛暑になった場合、電力不足が生じるのではないかということで、北海道に対しても2010年度対比7%以上の節電協力要請を行っています。これに答えて道は泊原発3号機全部が停止していることも踏まえ電力不足の懸念があるとして、道内全市町村に対して振興局や関連施設の目標数値を盛り込んだ節電計画の協力要請をして、空知管内におきましては、6月5日に空知総合振興局により地域電力需給連絡会議が開かれたということがございます。この会議の中身についての質問になると思いますが、まず節電期間についてはいつからいつまでを示されたのか。節電計画の中身についてはどのようなもので、計画についていつまで策定して実行されるのか。まずこの点についてお聞きしたいと思います。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 答弁させていただきます。今ほど堀議員の言われるとおり道からそして私たちの町には5月21日に北海道電力岩見沢支店長が来

町しております。そして先ほど言われた6月5日には空知総合振興局にて道主催の空知地域電力需給連絡会議が開催されたところでもあります。内容につきましては堀議員もご承知のことと思いますので、このことについては割愛させていただきます。提案としては7月23日から9月7日までの平日午前9時から午後8時まで、ただし8月13日から15日については除く。また9月10日から14日までの平日午後5時から午後8時までということで、各振興局への協力、住民団体への周知を依頼されたところではありますが、具体的な計画その他については、提示されたものではありません。私たちの町の今後の対応としては国、道から示された要請に基づき、町としても町民に対し情報提供をして広く節電への取り組みの呼び掛けをしていくと共に、町自身も電力使用者の一人として率先して節電に取り組んで行かなければならないと考えております。その手法として役場関係ですが、節電取り組み計画を現在策定し、各部署にて検討しているところでもあります。またこの節電計画と直接関わりはないですが、平成21年度に月形町において月形町地域新エネルギービジョンを策定し地球温暖化防止のために温室効果ガス排出削減を進め、低炭素社会へ転換のため、化石燃料中心から代替エネルギーへ転換していくことが重要ということから、地域資源を活用して地域環境保全と環境型社会の実現、地域振興の導入方針などについて策定したところでもあります。ビジョンの中では町民、事業者、行政それぞれの役割と新エネルギー導入に係る重点項目として、6つの施策を挙げております。その中の一つとして太陽光発電・熱利用プロジェクトの取り組みでは、現在皆楽公園内の外灯をソーラー光発電LEDに交換しました。14基の外灯を8基撤収し11基をLED等にしたところでもあります。また町内各避難施設等にも設置したものでもあります。また町道街灯の水銀灯をナトリウム灯へ変更しました。これらは節電長寿命化、害虫除け対策を目的として、新エネルギーの転換を目指していくもので、将来的に太陽光発電を公共施設に設置していく方針であります。今回の北海道からの提案に直接関わるものではないですが、平成21年度の新エネルギービジョンの策定を基にして現在このようなかたちで進んでいることについてご理解いただきたいと思っております。町民向けにはあんしん住宅補助金事業ということで、個人の設置に対して事業費の20%最大50万円ということで、現在おこなっている中に平成23年度、平成24年度実績として太陽光発電がそれぞれ1件設置してくれた実績があるところでもあります。

○ 議長 笹木 英二 堀 広一君

○ 議員 堀 広一 ただ今の説明で節電計画の中身について具体的な提示がなかったという答弁でしたが、道から7%以上の節電をしてくれという中で、具体的でなくとも大まかな指示がなかったことが不思議な気持ちがあるので

す。答弁の中で町民に対して今、町が取り組もうとしている節電については、十分に理解するところであります。これは分かる範囲でお聞きしたいのですが、今現実的に各部署で節電計画を練っているということで、具体的に決まったことはなかなか答弁できないとは思いますが、目標数値7%についてはおそらく北電電力利用明細が積み重なった中で7%が示されたと思いますが、どのようなかたちで7%が明確になるのか。町がやった7%はどのようなかたちで算出されるのか、お聞きします。また7%という数字は空知の市町村全域一律7%以上という目標数値で示されているのか。7%を仮に切ったからといって別段何らかの支障があるものではないと感じるのですが、それについてもお聞きしたいと思えます。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 後ほど役場としてやる節電取り組み計画各部署で検討している内容については、担当課長からもう少し詳しく説明させます。7%をどのようなかたちで把握するのかということですが、道は7月23日から9月14日となっておりますが、実は北海道は7月2日から9月28日までと言っております。私たちの町も7月2日からこの取り組みについてやっということになれば7月1箇月の実績データが対前年比と比べるということでは、丸々1箇月の状況では極めて比較しやすい数字が出てまいりますので、それを一つの節電目標の実績を比べる意味ではやりやすいということも含めて7月2日から実施しようということと考えていたところであります。またこの強制権を持つのかということですが、具体的には協力要請ですから強制権は持たないものと思えますが、北海道が一致してこのことをやらなければ計画停電ということもあり得るので、最悪の事態を避ける意味ではしっかりこれをやっという、そして町民にも協力してもらえるところであります。

○ 議長 笹木 英二 総務課長

○ 総務課長 三浦 淳 ただ今の堀議員の質問にお答えしたいと思います。例えばのお話ですが、今節電取り組み計画を実際に策定して町長から各部署で検討しているということでした。それで役場庁舎においては日常からお昼休み等は照明を消灯しOA機器等においては節電モードに設定して、従来から節電に努めているところであります。また一般的に節電に有効であると考えられております空調設備について役場庁舎では大会議室以外に設置されていない状況にありますが、国、道からは照明の一部を消すだけでも節電に効果があるからということで協力を求められている現状から、これを踏まえて例えば役場庁舎での節電の取り組みを申し上げますと、廊下や執務室の照明に係る節電ということで執務に影響のない程度の照明灯の蛍光管を間引く、電化製品等に係る

節電として電気ポット等の使用制限が考えられます。またOA機器に係る節電については、パソコン等はお昼休み又は出張時には必ず電源を落とす等そのようなことで国や道の要請に答えてまいりたいと考えているところでございます。役場庁舎以外の交流センター等各公共施設の節電につきましては、指定管理者等々の協議もありますし、先ほど町長が申し上げました7月2日から9月28日まですることが可能かどうか考えながら、現在進めているところでございます。

○ 議長 笹木 英二 堀 広一君

○ 議員 堀 広一 先ほど計画停電ということも言われましたが、原則的に計画停電はしないと道では言っているらしいのですが、今回の節電に向けて町民に何らかの支障あるいは悪影響が出ないのかということが、一番心配される場所であると思います。先ほどの答弁を聞いていると例えば公共施設である街灯などは除外されるのか。あるいは病院などの勿論治療施設は該当外であると思いますが、病院内の事務関係については対象になると思いますが、それはどうですか。町民に直接影響があると考えられるのか。確率は非常に少ないのかということをお聞きしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 これは私たちの町ではなく日本全国の中で病院ができるのかということでありました。病院についてはかなり厳しいという状況でありますし、街灯を含めた夜間の安全を考えたときに、どこまでそれらが減灯できるのかということも、今後の対応としていかなければならないと考えているところであります。6月4日に行われた空知総合振興局の中で土地改良事業団体連合会空知支部も来ていました。私たちの町のいわゆる電力消費の中で考えたときに、篠津土地改良区月形機場がかなり強力な消費電力の節約になるだろうと考えております。そのように消費するところについて、役場だけでなくより一層それを念入りに調査しながら、協力要請してまいりたいと思っております。

○ 議長 笹木 英二 堀 広一君

○ 議員 堀 広一 ただ今の答弁で了解いたしました。2点目の町内公共施設での節電の取り組みについては、答弁の中に含まれていましたので了解いたしました。町民への節電への情報提供ということで、これをどのように行っていくのかという点について、お聞きいたします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 一つは北電との連携による家庭へのパンフの配付、町広報誌、IP告知端末による周知、それから各公共施設において節電を促す張り紙等を考えているところであります。

- 議長 笹木 英二 堀 広一君
- 議員 堀 広一 一般家庭においてはそのように行われるということですが、先ほど篠津中央土地改良区の揚水機場のことも出ましたが、経済団体あるいは福祉施設等についても一般家庭と同じような協力要請をしていくのか、特別な何らかのここの部分は違うということが出るのか、お聞きします。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 空知振興局において道が主催した空知振興電力需給連絡会議の中において、この参加者については各市町村長、町内商工会議所、商工会联合会、JA中央会岩見沢支所、空知建設業協会そして先ほど言いました土地改良事業団体連合会ということで、主だった空知管内団体については、奨励の対象になっていますし、協力要請を受けているところです。1点だけ漏れていました社会福祉施設についてですが、これら協力についてはしっかり町からもしていきたいと考えているところであります。
- 議長 笹木 英二 堀 広一君
- 議員 堀 広一 今回の節電をきっかけに例えば各部署で色々な取り組みがされる。蛍光灯を外すなど色々な照明器具なども節約して使うというような中々なかたちの中で、これを進めていくと節電期間が終わったらまた元に戻すことは現場サイドではなかなか戻しづらい気がします。今後この期間が終わる頃どのようなかたちに進んでいくか分かりませんが、うちの町としても先ほどなるべく電力が消費しないナトリウム街灯などに交換したということも出ましたので、例えばこの庁舎あるいは公共施設等についても、照明機具についてはLEDに交換するなど今後の取り組みとして、考えられることは出てくるかと思いますが、最後の質問として経費的なことも含めていきなりということではないですが、そのような可能性について、町長はどのように考えているか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 その部分につきましては、先ほども申し上げました平成21年度に策定した月形町地域新エネルギービジョンがありますから、この中でしっかり検討しながら省エネルギー化を含めた地球温暖化防止という大局の観点に立って進めていきたいと考えております。
- 議長 笹木 英二 堀 広一君
- 議員 堀 広一 了解しました。
  
- 議長 笹木 英二 次に順番2 宮下裕美子君、ご発言願います。
- 議員 宮下 裕美子 通告書に従い一般質問を行います。最初の質問です。豪雪被害の状況とその対応、対策について、(1)被害と復旧についてです。

記録的な豪雪の被害とその復旧については、昨日の一般会計補正予算にも盛り込まれ、審議の中でいくつかの情報も示されてきました。しかしその内容は補正を要する復旧事業に限られており、当初予算の修繕費の範囲内で対応できたものあるいは私的なものは含まれていません。つまり全容が明らかになっていないわけです。そこで最初の質問をいたします。被害の全容はどのようなものだったのか。ここでは昨日示された補正予算対象の事業だけでなく、農業関係、公共施設や設備、個人の被害など、町が把握しているもの全てについて、お伺いいたします。加えてその中で月形町が主体となって行う復旧事業はどれなのか。また、それらはどのような計画で進められているのかについてもお伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 お答えさせていただきます。最初に人的被害です。これらにつきましては、除雪中の事故によって骨折者2名、軽傷者1名ということで、人的被害については3名であります。一般住家等被害です。住家被害としては全壊を含み住家については10棟、非住家については全壊27棟を含み35棟、計45棟であります。公共等被害です。建物23棟を含め合計37施設となっております。町がやる復旧全金額については2,671万6,885円というところであり、昨日6月補正分として計上したものが1,751万9,000円であり、今後9月における補正対応としては565万円を見込んでいるところでもあり、その差額については一般経費で復旧をしていくということです。農業被害です。農業と言っても先ほども言いました非住家住宅については、先ほど申し上げた通りですので、今回私たちの町がやっている農業用ビニールハウス被害は、第2回目の復旧計画の取りまとめが終わりました。平成24年6月11日現在、調査被害金額これは新品を使って再建築したときの額については、4億5,162万5,000円です。調査対象は230戸でそのうち被害個数は145戸となりました。そのうち復旧支援要望戸数が107戸であります。ハウス棟数として1981棟中被害に遭われた棟数は1160棟、そのうち復旧支援を申し込んだ棟数が926棟で、総額事業費ベースとしては1億2,622万1,000円であり、そのうち町50%、国30%の予定になっていますが、一部分について国の助成対象にならないということで、町単独助成の計画をしているところであり、

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 最初の質問に対しての答弁漏れですが、住宅や公共施設など農業被害以外の前段で町が金額的には答弁されましたが、どこのところを町が負担するのかという答弁がなかったので、お願いします。

○ 議長 笹木 英二 どこのところと言うと。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 例えば住宅は人的なものとは非住宅を含めて45棟、公共施設23棟計37施設という説明はありましたが、公共施設は全部町が見ているのか。金額は2,671万6,885円ですが、どれを町が負担するのかという説明がなかったので、それを確認します。
- 議長 笹木 英二 個人の資産についてですか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 農業以外の資産の全体金額は提示されていますが、何を積算してこの金額になったのかという答弁がなかったので、お願いします。
- 議長 笹木 英二 住宅の支援は考えていないのでしょ。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 最初の質問は補正予算対象の事業だけでなく、農業関係、公共施設や設備、個人の被害など、町が把握しているもの全てについて、被害の全容を伺いたい。加えてその中で月形町が主体となって行う復旧事業はどれなのか。また、それらはどのような計画で進められているのかについて伺いたいということで、先ほど全容として個別の棟数などを示されて最終的に復旧金額は2,671万6,885円という説明はされましたが、何を積算してその金額になったのかという説明がなかったので、それをお願いします。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 私たちの町がやろうとしているのは、農業ビニールハウス以外は公共施設ですので、その部分の細かな積算については総務課長より説明させます。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 三浦 淳 ただ今、宮下議員から公共施設関係についてご答弁申し上げたいと思います。公共施設関係につきましては、先ほど町長がご答弁申し上げましたように37施設、全金額2,671万7,000円、このうち現在現行予算修繕費等々により対応しているもの復旧済み8施設、未復旧9施設これらが354万8,000円、そして37施設のうち請負業者等に昨年工事を行い、業者保証工事ということでやったものが4施設、破損として屋根の端が少し曲がったものもこの37施設の中に盛り込まれていますが、復旧しないものが3施設、それと先日6月補正ということで13施設、1,751万9,000円を昨日議決いただいたわけですが、あとは9月補正予算に係わるものとして先ほど町長がご答弁申し上げましたが、金額として概算ですが565万円、これにつきましては林道樺戸線と旧中和・昭栄小学校関連施設を予定させていただいておりますが、こちらの施設についてはただ今施設利用者と協議中ということで、金額については若干変わってくる可能性はあるということで

す。

- 議長 笹木 英二 個人の被害は把握しているけれど金額等については、復旧予算等は考えていないということですね。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 そこは件数の答弁で十分です。あと国の補助としてビニールハウスについては詳しく説明があったのですが、国の補助に乗らないものについて町単独補助を考えているということが少し出たので、それがどの部分に当たるのか、説明していただきたいのです。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 産業課長より説明させます。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 先ほどの答弁の中で国の制度に乗れない方が若干いると申し上げました。その方におきましては農業者であるけれど農業委員会等で定める面積要件、農業従事日数が不足されている方がいます。例えばトマトを専門に作っている方でも農業従事日数が60日に満たないということであれば、農地法の関係で位置付けにならない部分もあります。それを明確にした中では国の助成を受けられないということで、そのような方に対する部分でございまして、ですから町助成につきましては、それが弾力的に扱っておりますので、町の分は支援ということですが、国の方は厳しいという内容の方ということでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の答弁で全体像をつかむことができました。ありがとうございます。それを踏まえて今回の豪雪は記録的なものであり、様々な方が十分に対処したと考えていますが、被害をゼロにおさえることができなかったということが現実であると思います。対処できる範囲を超えていたと思います。町の施設においても先ほど説明があったようにこれだけたくさん被害があり、手の打ち方で被害をもっと小さく止めることができた可能性もあると考えます。昨日の補正予算審議中にも町長はスキー場施設の倒壊は担当職員の落ち度であり、町長も同罪であると言及しています。役場全体の反省の弁と捉えることができました。しかし実際には担当職員とその上司に処分を行ったと言及しており、同罪という表現の一方で職員だけが処分を受けた印象もあり、町長自らの責任あるいは処分がどのようになっているのかという疑問が残っております。また個人資産の被害について、町長は常々、自己責任と言ってきましたが、昨日の補正予算に上がっていた項目全てが町の所有物、公共施設とは必ずしも言えないと思います。町長自身もグレーゾーンのものも含まれるので、今後の管理をどうすべきかしっかり対応していきたいと発言していました。

これらの事例から当初の方針や発言と実際の補助や行動に矛盾を感じる部分があります。そこで質問いたします。雪害対策本部を設置し、その最高責任者であった町長の責任と処分をどのように考えているのか。それから個人資産への復旧支援について、先ほど言ったグレーゾーンについて昨日の発言で神社の灯籠や墓地の地蔵堂などでそのような発言がありましたので、今回どのような基準で町の支出を決めたのか、町長の考えをお伺いいたします。

- 議長 笹木 英二 今、宮下議員の質問事項が（１）から（２）へ移ったように思いますが、（２）には移っていないのですね。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 移っていません。基本的に（１）はハードの部分、（２）はソフトの部分です。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 私の責任についてです。これについては議会で陳謝それからこの議会終了後、行政区長会議で謝罪するというので、私の責任としたいと考えているところです。先ほど質問の中にグレーゾーンということで今問題になったのはいわゆる戦争生還者の皆さんが戦没者の人たちに対して灯籠を寄贈したことに対しては、寄贈した人たちのほとんどが存命していないということで余力がほとんどない状態であるので、その想いをしっかり行政が受け止めてやっていくことに、間違いではないと考えているところであります。地蔵堂であります。このことについてもかつて地蔵堂を設置するに当たりこれについては墓地所の移設ということで、あの施設については行政が立てたものであります。その後の管理については地蔵堂を守る会の皆さんがやってくれたところであります。その方々も高齢化してほとんど実務的なことができない状況であると判断したときに、これらについても墓地の一角にある心のこもったものですから、行政がやることに対して何ら疑問はないだろうと判断してやらせていただくということであります。それから旧一般住宅について一般住宅と非住家ですが、これら全壊、半壊等々の中で復旧支援は考えていませんが、これらを撤去する所については、あんしん住宅補助金事業で撤去費用については先ほど申しあげました全体の20%、最高限度額50万円として対応してやっていきたいと考えております。本年についても雪害案件として1件が適用としてやっているところであります。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 町長の責任については、議会で陳謝したということと今後区長会議で謝罪するということですが、範囲については町長自身で決めることなのでそれ以上言うつもりはありませんが、しっかり今回の現状と職員の処分のバランスを取りながら決めていただきたいと思います。グレーゾーン

については、今回、私も灯籠は直接、見てきて、そこに戦争生存者の方々が寄贈した刻印を見て、それは確かに気持ちが十分こもっていて素晴らしいことだと想いますが、今回それが壊れたということで経年劣化の一つでもあるし、もし直すのであればひとまず関係者の方々に相談して、より雪に強い物など相談しながら再度、建築するなど、同じものという対応もできるかと思えます。今あったものをそのまま復旧する公共施設とは違いますので、一段構えて検討を進めた上で何らかの対応をするということもできたのではないかと考えています。先ほど一般住宅や非住家について、復旧支援ではなく解体補助ということで、あんしん住宅補助金事業があるという答弁がありました。そこであんしん住宅補助を調べてみたところ、その適用要件は固定資産税対象物件がこれの対象になります。簡素な作りの納屋などはこの事業対象になりませんので、今回雪害に遭った多くは老朽家屋で簡素な作りの物であったことを考えると、この事業があることで解体が進むと思いません。そこで質問です。雪害で倒壊した家屋のうち町内を見渡したとき、公道に面しているものもいくらか見受けられます。通行上危険である上、住宅地に隣接していれば強風によって飛散など衛生上の問題も出てきます。先ほど言ったようにあんしん住宅支援事業は、固定資産税の課税対象物件のみが対象なので、それ以外の物に対して何か対応する用意はあるのだろうか。そのことについて町長にお伺いいたします。

(宮元議員 午前10時39分退場)

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 質問のどこまで答えていいのか、よく分からないのですが、一般住家等の被害の住家については全部で10棟でありました。そのうち一部玄関が破損したという方だけが入院中であったということで、その他9件については住人がいない不在住宅という状況であります。ですからこのような不在住宅についても行政がどこまでやらなければならないかと極めて疑問なところでもあります。今回の雪倒壊の中で不在住宅が随分倒壊していく状況の中で、自治体がどこまで関われるかということの法律もこれからしっかり学んで行かなければできないことであると考えております。それについては行政としての影響を考えながら今後法律的なことにつきましても勉強していかねばならないと考えております。

(宮元議員 午前10時42分入場)

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、不在住宅が一般住宅で倒壊したもの9件、ほとんどが不在住宅であったということですが、老朽危険家屋で倒壊して不在で使われていない住宅問題については、今回の雪害で三笠市や岩見沢市でも問題になっていると聞いていますし、そもそも雪害がなくても全国各地で不在老朽危

険家屋が周辺住民の安心、安全を脅かす全国的な問題になっています。それに対して現在解体費用補助の拡大あるいは解体を行政が代執行した上で分割返納などのような措置を検討している自治体があります。三笠市を調査したところ現在の法的根拠がまだ整備されていないので、北海道市町会を通じて要請していると聞いています。月形町の場合も先ほどあったように不在住宅が現実に倒壊していて、それらが放置される可能性も高いということで、何らかの働きかけあるいは代執行も含めて町民の安全、安心を確保する検討が必要ではないかと考えます。先ほど町長の答弁で今後法的なことも含めて検討していきたいということでしたが、それをもう一歩進めて積極的な対応が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 一部不在住宅の撤去その他につきましてまず身内の人たちに撤去について勧告する活動はやっております。代執行を含めてそれらについて法的整備がされていないところですから、これからしっかり市町村会で論議があると思いますので、その動きを見ながらやっていきたいと考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 (1)の質問は終わります。続いて(2)豪雪対策本部の災害時要援護者への対応について質問いたします。先ほどの(1)の質問はハード面の対応についてでした。(2)についてはソフト面の対応についてお伺いします。記録的な豪雪でありながら除雪対策が十分に取られ、交通網はほぼ例年通りに確保されていたことは、町及び関係者の努力の賜であったと感じています。しかし災害時要援護者と指定されている高齢者、障がい者、障がい児、妊婦、乳幼児、疾病者等、外国人等に対する対応については、残念ながら十分とは言えなかったのではないのでしょうか。今回の雪害に対し独居高齢者を中心に役場職員が班編制をして除雪等を行ったという報告を受けていますし、そのことについて感謝の言葉を聞かれていることも各方面から聞いています。一方、除雪支援がどのような基準で行われたのか疑問であるという声、不公平な実態を訴える声も耳にしました。これからの災害対応を考えると今回実際にどのようなかたちで災害時要援護者支援が行われたのか、その内容を検証する必要があると考えます。そこで質問いたします。今回の雪害に対して独居高齢者に関しては役場職員が班編制をして除雪を中心に行ったと報告を受けていますが、それらはどのようにして行われたのでしょうか。またそれ以外の要援護者に対しては、どのような対策、対応を行ったのでしょうか。苦情や要望などどのようなものが寄せられたのか、お伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 町長

- **町長 櫻庭 誠二** 今回の豪雪対策本部で対象として行ったのは、75歳以上の独居、80歳以上のご夫婦世帯を対象としたところであります。うちの災害防災計画の中でも要援護者という表現をしていますが、この中にはそれだけではない多くの人たちが含まれているということは理解していたところですが、今回の豪雪対策の中ではこの事が抜け落ちていたということで、強く反省しなければならないと思っております。それらは対策本部それから職員等々の反省の中でも出ていたものでもあります。この抜け落ちについては、反省しなければならないと考えていますが、75歳以上の独居それから80歳以上ご夫婦世帯の対応については、総務課長より報告させます。
- **議長 笹木 英二** 総務課長
- **総務課長 三浦 淳** 宮下議員のご質問ですが、基準について年齢層については今、町長がご答弁申し上げたとおりです。除雪基準については、はっきり言って難しいです。我々も対策を組み現地調査等を行いました。目安として居間の一番光が入らなければいけない、居間が雪で半分以上が埋まってしまう真っ暗な状態、FFストーブの吸気排気が壁から出ていますが、それが屋根雪の落雪等によりふさがってしまいそうな所、それから玄関、救急車を要請する場合に救急隊員が患者をスムーズに担架で運べるような幅がどのぐらいあればいいのかということがあります。1メートル、1メートル50センチが確保できているかどうかということも事前に調査しました。それから1月31日、2月1日の2日間で高齢者世帯の除雪支援ということでやっております。2回目についても前日に調査して2月14日、16日です。15日はあいにく吹雪のため支援できないということで14日と16日の2日間やっております。その他単発的に高齢者から災害対策本部に電話をされた方については、別途に9件ほど支援させていただいた状況でございます。苦情につきましては、電話での苦情はありませんでしたが、除雪支援をしている中で高齢者事業団や業者に頼む高齢者の方もいます。その直後に私ども対策本部の役場職員が支援に行ったときに、「業者に頼まなければよかった。」と苦情ほどではないですが、不公平感になるかもしれませんが、そのような対応が非常に難しかったと思っております。答弁になるかどうか分かりませんが、そのような状況です。
- **議長 笹木 英二** 宮下裕美子君
- **議員 宮下 裕美子** 今の説明の中で、高齢者以外については抜け落ちていたということで、それについては認めていますし認識されていたので、今後はぜひ対応していただきたい。除雪の基準ですが、今言われた基準があるならそれらを明確に公表した上で、ある程度のエリア、方向性を示して進めていくことで見通しが付いて安心感も与えられたと考えます。今回の雪害が今までにない記録的なものだったことを考えて、特別な対処が必要であったことも加味

できますので、その反省点を十分に踏まえて今後の検討課題にさせていただきたいと思っています。その上で要援護者全体に対して先ほど言われた月形町地域防災計画の中で災害時要援護者対策計画が規定されています。そこには災害に備えた平常時の対応も盛り込まれていて、要援護者のリストアップが挙げられています。あるいは組織体制の整備と規定されていて平常時から町と連携して他の施設、近隣住民及びボランティア施設と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制づくりとうたわれています。地域防災計画は昭和時代から改定が繰り返され現在もありますが、これに規定されている平常時の対応としてリストアップや組織体制の整備などについては、どの程度行われていたのか、お伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 要援護者の実態把握であります。このことについてはやっていなかったというのが実態であります。また緊急連絡体制の整備につきましては、それぞれ災害協定その他を結んでいますので、その都度、意識確認はしていたところであります。行政区に対しては自主防災組織を作っていたきたいということで、2カ年に渡ってそれらの活動に対して支援しているところで、今年度が最終年でもあります。そんなことから自主防災組織を立ち上げてやってくれている行政区については、一自治体を除いて全行政区がやってくださっているという意味では、今、住民自主組織というのは、しっかりやってくれていると考えているところであります。また今年度から防災士養成事業があるということで、これについては6月で全員受験することができないということで、2回に渡ってですが行政区から出てきたものについては、全員受験し資格を取得していただくということでやっているところですが、今回の災害を通じて感じたことは、日頃からの訓練が何しろ大事であるということでした。まず日頃から訓練していないことには、職員は動けないということを実感しているところであります。明年については、総合防災訓練をやるのですが、特に役場が主体となってやる防災対策本部は役場がやるわけですから、そんな意味ではこと細か、きめ細かく年に数度というようなかたちでやらなければならないと考えているところであります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、答弁の中に災害協定などを結びながら色々な組織とその都度やっていたということ、行政区自主防災組織が立ち上がっているからそれらがうまく機能しているということでしたが、今回の災害対策本部について言うと色々な組織との十分な連携、情報提供、全体を掌握しながら、業務の分担で十分な連携が取れたのか、疑問に残ります。特に自主防災組織については法則の支援に向けて先ほども言われたように3年間の補助金を設けて

独自の取り組みを促す事業は評価できますが、これらを災害時に活用するためには全体像を見据えたつまり地域防災計画を念頭にした位置付けと十分な組織づくりのための支援や手立て、連絡も含めた連携が図られているのか。今はもう各行政区にある程度自主的に任せする段階で、本体のところと町全体のところと繋がっていないと考えています。要援護者のリストアップについても各行政区が中心になって名簿作りされていることは聞いていますが、実際に今回名簿が使われたかどうか。先ほど本部では要援護者の実態把握が出来ていなかったと言っていますが、各行政区では要援護者のリストアップなどもされていまして、それらを活用すればもう少し積極的な支援ができたのではないかと考えています。防災士資格取得についても今回120万円と大きな予算を充てて施策が展開されています。それは非常に有意義なことであると思いますが、それらの施策をコーディネートして月形町全体の組織づくり、組織強化の部分が、最も不足していたのではないかと考えています。そこで質問したいと思います。昨日の議案審議の中で雪害に対しての答弁で、町長から雪害に特化した防災計画、防災マニュアルの特性がもう少し必要ではないかという認識を示されていました。私もそれは重要なことであると考えています。しかし今ある地域防災計画であっても、計画に載っていても十分執行されていないものがたくさんあることを目の当たりにして、現状の計画に従ってやれること、やるべきことがもっとあるのではないかと考えています。特に災害時要援護者支援についてはもう少し町が主体となって平常時から取り組むべきであると考えています。それで災害時要援護者について今後、町としてどのような対策をしていくのか、質問したいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 災害時要援護者についてですが、障がい者、難病患者、妊婦、5歳児未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人など要援護者の人たちということですが、それぞれの立場で平常時においては民生委員、社会福祉協議会、生活保護支援センターという中で、現在も支援しているそのことを充実していくことであると考えております。ただ災害時に特にどうするかということについては、災害の中でしっかりもう一度認識してやっていくということになります。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午前11時 2分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
(午前11時12分再開)

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ **議員 宮下 裕美子** 豪雪災害の状況とその対応、対策について（3）児童・生徒の安全確保について、この冬は積雪量もさることながら吹雪も日頃にくらべて多かったと感じています。特に例年と違うところは早朝、穏やかであっても子どもたちが通学する7時過ぎから吹雪になり、短時間で猛烈にひどくなる場合が何度もありました。今年2月臨時休校が相次ぎましたが、休校にならなかった場合も含めて登校時の児童・生徒の安全確保の観点から対応や判断に改善の余地はなかったのか、疑問を投げ掛けたいと思います。吹雪により休校あるいは登校を遅らせるなどの処置は各学校長の判断によると聞いていますが、月形町では教育委員会がスクールバスを運行していることから吹雪時の対応について教育委員会も判断に関与していると考えます。また学校運営の監督者として教育委員会の認識と対応も重要と考えています。そこで教育長にお伺いいたします。この冬、通学時間帯の吹雪によって児童・生徒の安全確保に課題が残ったと考えていますが、教育委員会はどのように認識しているのでしょうか。教育委員会としては何か対策を講じることはないのか、お伺いいたします。

○ **議長 笹木 英二** 教育長

○ **教育長 松山 徹** お答えいたします。宮下議員の言うとおりの冬はかつてない大雪、学校が通常通りに授業を行うと判断した後に天候が悪くなったケースがありました。2月臨時会の際にも同様のご質問をいただいておりますが、緊急に各学校の校長を招集して、改めて融雪期も含めて登下校の安全確保に努めるよう指導すると共に、天候の急変により安全な登校が危ぶまれる場合は登校させないようにI P電話も活用して、その後に確認したところであり、対策として従前どおり学校における指導を重視して、例えば子どもたちが先行き不透明な羅針盤のない時代を生きていくことになるわけですから、自ら危険を回避する力や判断する力、課題を解決する力など次の世代を生き抜くための必要な力を、まずは学校として育てるということで指導すると共に、通学路の確認や除雪セクションとの連携を図ったスクールバスの運行、I P電話の活用などより一層安全確保に努めて行きたいと考えています。

○ **議長 笹木 英二** 宮下裕美子君

○ **議員 宮下 裕美子** 今、教育長から答弁があった内容ですが、自ら危険を回避する力及び通学路の確認、I P電話の活用については、既に2月後半段階で取られた対策であると思います。吹雪などがあって危険真っ最中の緊急避難的な対処で勿論これは重要であると思いますが、それ以降、現在、危険が去った中で平常時に備える何らかの新たな対策及び保護者との十分な話し合いのもと、問題の洗い出しなどが必要ではないかと考えていますが、今、おっしゃられたのは教育委員会と学校側で検討されたことだと思っておりますが、一番問題

意識を持っている保護者と十分な話し合いの場を持っているのか。あるいはそこからアイデアを募って対策に繋げるなど、保護者も巻き込んだ活動をされているのか、お伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 その後、各学校の校長と協議を重ねており、時期は3月、4月だったと思いますが、PTA役員会または学校評議員会等と各学校長と協議を重ねてという指示をいたしました。その結果、各学校長から今回の冬の雪害については、ほとんどなかったという回答をいただいておりますので、今後とも子どもたちの安全登校については、より一層指導を強めて行きたいと考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 実際にケガをした人もいなかったのですが、実態として結果的にはなかったと思いますが、安全確保や不安感を払拭することが被害に出てこなくても、未然に防ぐ様々な手だてが必要であると考えます。今年度から札比内小学校が統合され小中一校体制になって学区が全町に及んでいて、吹雪などの対応自体も難しいことが出てくると思います。今まで月形小学校が各地にモニター制度などを設けて吹雪の状況を判断し、休校を決める制度がありましたが、それを中学校に広めることも可能であると思います。あるいは保護者との話し合いでIP電話だけでなく、今回連絡網も親が自宅を出た後に回る場合もあり、もう少しきめ細やかな対応も可能ではなかったかと思えます。それらのもう一步踏み込んだ実態に即した、あるいは学年によってはメールなどを使いながら一斉送信することにより何重にも情報をチェックする様々なかたちで子どもたちの安全を見守ろうという体制も取れると思いますが、それら新しい展開についてもお伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 ご質問の中身が多岐に渡っていたので答弁が漏れるかと思いますが、今回の吹雪について学校が判断するのは、細かいことですが午前6時から午前6時30分の間で判断します。それで家庭モニター制度は月形小学校にあります。これは午前6時から午前6時20分の間それぞれ地域の家庭に学校が連絡するシステムになっています。中学校は同地区ですから小学校とあいまって小学校の連絡を受けて、その地域の月形町は多岐に渡っておりますので、その天候を把握して月形小学校、月形中学校、札比内小学校もありましたので、3校が連携して、その判断をしております。今回の冬は学校が判断する時間帯午前6時から午前6時30分、実際に吹雪いた時間帯が通学する時間ということで午前6時50分頃ということから、学校がいったん判断した後の吹雪であったので、急遽、そこで緊急連絡ということを入れたということ

になりました。防犯対策としてメールやGPSということで確かに実例として他地域であると聞いていますが、これについては携帯電話は受益者負担があるので、難しいことであると判断しております。ですからIP電話を使ってということで、もしも学校が吹雪でなく通常通りですと連絡しなくても、天候の急変や自分の家の周辺の状況が悪ければ、学校の判断を待つだけでなく登校を見合わせることもあり得ることであると思えますし、登下校最中の天候の急変や災害に遭いそうになった場合は、最寄りの家の軒先や玄関に避難することは今も昔も同じで、先ほど言った子どもが自分で危険を回避する力であると思っております。このことは学校を含めて家庭や地域の教えではないかと思っておりますので、そのように今後、指導を家庭や地域と連携を深めて行きたいと思っております。現実には数年前に大雨で家の前の道路が冠水した際に水が引いた後に登校させるということで、保護者から学校へ連絡があった例もありましたので、これについては、より一層、学校と協議しながら家庭に連絡したり、地域に広まるようお話をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 子どもが自分の危険を解決する力を育むことは本当に教育の大きな目標であると思っておりますので、そのことの重要性は必要であると思っておりますが、それと合わせながら安全な環境を作っていくということで、勿論、家庭や地域との連携や働きかけは一つの方法ですが、システムとして先ほど学校判断が午前6時から午前6時30分で、その後に吹雪いた実態があったわけですから、現状をもう一度そのようなことが起きた場合はどのように判断するのか。新しいシミュレーションとして、例えば登校時間1時間遅らせるという連絡があってもいいし、様々な方策はあると思っております。更にもう一步進めた検討をしていただきたい。それから先ほどのメールのことは受益者負担ということですが、子どもに持たせて欲しいと言っているのではなく、多くの保護者が既に日本中携帯が人口の倍以上普及している状況で、実際に町内のほとんどの人が保護者は特にですが携帯を持っている状況なので、それらを活用した展開も検討の余地があるのではないかと。実際に岩見沢市などでそのように使われていて、成果を上げていたという報告もあります。月形町だからできないということはないと考えます。様々な面で色々な方法をとっていただければと考えます。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 確かに携帯のメールなどを使って成果を上げている例はありますが、現実問題として途絶えているということもあって、発信したけれど次の家庭に発信されるまでに15分も20分もかかってしまったこともあり、これは裏にあって表にはでてこないことです。連絡網についても小学

校、中学校もブランディングで4件から5件、学校から電話連絡して各家庭4件から5件が最後に連絡ということで、ここは身近な地域ですから最後に連絡を受けた家庭が学校へ連絡完了の電話を入れるシステムになっていますから、私たちの時代より他の町村と比べると親切であると思っておりますが、それもブランディングした家庭によって時間差があるのも実態ですが、合わせて検討させていただきます。もう一点、自宅待機のことですが、道立高校で見られる例ですが月形の場合、今の連絡ということで家庭に連絡を入れた際に不在や電話に出ない家庭もあって、一度、1時間遅れ、2時間遅れというようなことは、道立高校の場合、汽車、バスの関係上、行いますが、小中学校の場合は、天候が回復してから何時間遅れというのは、再度連絡して行かなければならないことがあります。まして月形町はスクールバスですからバスの運行シフトがあって、バス乗車の子どもたちのバス停まで連絡しなければならない状況も生まれると思います。小中学校統合したところについて効果的に自宅待機1時間遅れ、2時間遅れの登校は、あまり聞いたことがない。一部、低温についてはあります。マイナス25度以上になったら1時間遅れで登校してくださいということは、事前にマニュアルがあります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今の説明の中でいくつか誤解があると思ったので、修正させていただきたいのですが、メールによるブランディングがあると言いましたが、私が言っているのはメールによる一斉送信ですから、メールを受けた人が次の人に連絡する連絡網の延長線上でメールを使うと言っているのではないのです。メディアが昔に比べれば充実していますから、それらを活用する意味で保護者との取り決めですぐ返信を送るなど何かしらの手立てはいくらでも考えられて、教育長が子どもの頃と必ずしもリンクしないと思いますので、そこはもう少し柔軟に発想していただきたい。スクールバスについても月形町の場合はスクールバスの路線を毎年変更してほとんど各家庭前までバス路線を変更していますので、例えば連絡が行けば家のすぐそばで子どもが待っている可能性があるのも、保護者がある程度対応することも可能になることも考えられます。先ほど言ったように大きい学校で何十人もいるところではなく、うちの町の子どもたちは1学年20人程度しかいないのです。それを何回も連絡しなくてはとおっしゃいますが、それらについては対応できる範囲になってきていると考えます。他の所でうまくいっていないからうちの町では検討できないではなく、私たちの町特有の人口規模、スクールバスの運行経路など様々なかたちで個別対応している現実を踏まえて、もう少し、安全、安心を整える環境を教育委員会としても作っていただきたいと考えています。

○ 議長 笹木 英二 教育長

- **教育長 松山 徹** メールについては、私の解釈が違うと思っております。安全、安心な体制ということで答弁させていただきますが、ご承知のとおり、地域の交通安全協会、事業所、PTAでも街頭指導を行っています。更に今年も警察、安全協会等色々な所に連絡させていただいていますが、これらとあいまって地域の皆さんの協力を得て、今後とも雪害に限ってでなく子どもたちの安全を見守って行きたいと考えております。
- **議長 笹木 英二 宮下裕美子君**
- **議員 宮下 裕美子** 2 副町長の空席について質問いたします。土橋正美前副町長は5月15日任期満了で退任しましたが、このことについて議会に報告があったのは退任から半月も経過した5月31日の全員協議会でありました。内容は副町長を空席にした理由と副町長空席期間中の事務取扱についてのみでありました。一方、町民に対する説明は、通告書にはしていないと書かれてありますが、その後、町報が発行されましたので、6月5日発行の町報6月号に副町長不在のお知らせとして、9月に町長選挙を控え、それまでしばらくの間、後任を置かない方針であることだけが掲載されておりました。これらの説明は副町長を空席にしている理由であって、空席に至る経緯、いつの時点で空席にすることを決定したのかなど経過は明らかにされていません。また町民に対して空席期間中の行政対応について説明はなされていません。加えて半月の間、説明がなかった理由は明らかにもなっていません。町理事者の人事動向は人口3,800人で行政が身近な月形町民にとって、とても高い関心事項です。また多くの町民が行政の委員などを務めていて、それらの事務局長を務める副町長の動向や進退は実際の業務面でも影響があると考えます。そこで質問します。副町長の空席に至る経過と理由、職務代行等の空席時の事務対応について、改めて説明願います。
- **議長 笹木 英二 町長**
- **町長 櫻庭 誠二** 副町長の空席に至る経過と理由についてですが、大釜議員を除いて9人の皆様はご承知だと思いますが、平成20年3月議会において副町長については20年5月16日から24年5月15日までの任期ということで、それぞれ皆様にご承認いただいたところでありました。その後、なぜ置かないのかということですが、私の任期が今年10月2日ですから数えて4ヶ月ちょっとの間には、私の立場もどのようになっていくか分からないところでもあります。その中で現職職員を皆さんに同意を求めるとするならば、彼らの身分保証は全く出来ない状況になってくるということで、皆様にご提言出来ないのが理由であると考えているところでありました。また職務代行等の空席対応についてですが、先月31日の中ではいわゆる副町長不在に伴う副町長の専決事項の事務処理については、総務課長が代わってやるという説明をさせて

いただいたところであります。私の職務代行者ということの順序ということでもあります。私もこれから10月2日に向かっての間については、長期的な病欠その他については、控えたい、避けたいという本音ではそのように思っていますが、万が一という状況の中では、現在の規則では町長部局の最上職級の者になるということですので、現実には総務課長になるということになります。また災害時における副町長の執行人事につきましては、副町長がいない場合については、教育長がその役を担うということになっております。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 答弁漏れがあります。半月説明しなかった理由について答弁願います。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 今の説明の中では、説明が遅れた理由について伺いたいというのは、発言しませんでした。だからしませんでした。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 申し訳ありません。再度質問いたします。半月の間、今回説明がなかったのですが、その理由についてお伺いしたいと思います。なぜそれを聞くのかと言うと、先ほども言ったように町民の関心は高く事務面でも様々な影響があって不在であるかどうかは、直接的に町民に影響があります。また過去において2年前の教育長の辞職時にも早急な説明がなく、一週間後の定例会においても緊急質問ということで説明がなされ、町側からの説明がありませんでした。あるいは昨年町長入院の際にも職務代理者が置かれていたが、このときは早急でしたが、町長がそのようなかたちで職務から一時退いていることを知らされたのは後日であり、一定の時間が経過してからだったと認識しています。このようなことからこの半月間の説明の遅れは、町民の行政に対する信頼を弱める一因になっていると考えますので、半月間の説明が遅れた理由について、明らかにしていただきたいと思っております。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 私としては、副町長が辞めた後に一番先に行われる議会報告が適当であると判断していたところでもあります。宮下議員の言われる指摘もごもっともでもありますから、その配慮が足りなかったことについてはお詫び申し上げるところであります。5月24日付け北海道新聞で「住民説明なく募る不信」ということで町民皆様に不安を与えたことにつきましては、早速、新聞報道があったときに月形商工会総会があり、この席上においても私の責任として申し訳ないことをしたとお詫び申し上げたところでもあります。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 先ほども言いましたように、過去の事例も踏まえた

中で出来るだけ人事案件及び特別職のことについては、早急に説明する必要があることを、一般質問や緊急質問で議会から要請してきた経過があるのですから、今回、配慮が足りなかった、直近の議会での報告で適当と考えたことが、これまでの流れからするとあまり議会の指摘を十分に認識していなかったと捉えてしまいます。そのことは先ほど町長も配慮が足りなかったと認識していただいたので、万が一、この先、人事案件がある場合には早急に、任期切れで次を置かないと決定したのは、任期以前の段階であると思いますので、当面の方向性が見えた段階で、きちんとした報告、話があつてしかるべきであると考えます。副町長は様々な役職を経ていて副町長という充て職で様々な展開をされ、その対応も含めてみんなが影響を受けるということを、十分に認識していただきたいと考えます。それから今回、副町長が空席になって事務取扱が総務課長及び場面によって教育長が行うことになっていますが、今まで副町長は実務対応の中心として役場庁舎内にあつて、町民とのパイプ役を担ってきたと認識しています。行政報告を見ても分かるように町長自身は出張が非常に多く、あまり庁舎内で見かけることも少なく、その意味で副町長が事務方のトップとして町民とのパイプ役を担ってきたと考えます。副町長が空席になった現在、その対応は各課長が担うことになっていますが、町長自身も何らかの変化が求められるのではないかと考えますが、今後の業務に変化はあるのでしょうか。これから4ヶ月間は空席の状態になりますので、町長業務の方向性としてどのようなかたちで対応するのか、お伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 一つに副町長が不在になった以降では、私の所に上がってくる決裁書類が数倍に増えたというのが実際のところであります。一日決裁書類がいっぱい上がってきますから、外交ということで出席するもの、欠席するものを選んでやっ行って行かなければならないと考えているところあります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今回、副町長が空席になって現在、各担当者が対応あるいは町長が外交について選びながらやっていくということが続いた場合、その先副町長が空席のままでも十分業務がやっっていけるという疑問も沸いてきます。今のままで業務上問題なければ次期、櫻庭町長が出馬して再選した場合、副町長職は置かなくても十分やっっていけるということになるのではないかと取れるのですが、それについてお伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 かつて奈井江町では数年間副町長を置かなかつたことがあります。私も町長が集まる会議に出席したときには、かつて現在の副町長

は総務課長でほとんど出席していたと記憶しているところであります。現在はいつも奈井江町の副町長につきましても、副町長という資格で出席しているということで、やはり出やすくなったのだろうと感じております。総務課長が名代で出る、副町長が名代で出ることには、大きな違いがあり、そしてそれは対外的には信用ということではないかと考えております。一時的には奈井江町だけでなく南幌町でも1年程度置かなかったことがあると記憶していますが、10月3日以降の段階でやはり正副が揃っていることが望ましい姿であると思えます。いわゆる副町長は職員という立場ではなく、政治家という立場になりますので、その意味ではよりしっかりした相談も組めると考えているところでもあります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 最後になりましたので、町長は最初の質問で副町長が任期切れになってその後の副町長を任命するとき現職の職員を任命した場合、選挙後の保証がないのでその段階で任命できないという答弁をされましたが、今まさに正副町長揃っていることが望ましく、副町長がきちんと職務することが必要であるという認識を持っていたのなら、例えば土橋副町長を再任しておいて選挙時に辞任などの申し合わせなどした中で、この4ヶ月間、正副町長体制を維持しながらやっていくことも可能だったのではないかと考えますが、先ほどの答弁では新しい副町長を任命する方向だけで説明されていましたが、副町長の重要性を認識している町長の発言を加味すれば、そのことも検討の一つにあったのではないかと考えますが、あるいはそのように置く方法があったのではないかと考えますが、その点について最後の質問にさせていただきます。

○ 議長 笹木 英二 宮下議員、それらについては、やはり町長が経過の中で当然、そのような考えも持ってこられたと思えます。それであのようなかたちで今、副町長が不在でも各課長が秋まで一生懸命に頑張るといふことであると思えます。そのあたりをよくお考えください。そこまで宮下議員から言わなくてもいいのかなと思えます。土橋副町長を秋までということは、我々が関知することではないと思えます。優秀な担当課長が4名もいるのですから大丈夫であると思えます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 了解しました。

○ 議長 笹木 英二 以上で一般質問を終結いたします。

◎ 日程3番 会議案第2号 議員派遣について

○ 議長 笹木 英二 日程3番 会議案第2号 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配布のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ **議長 笹木 英二** ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○ **議長 笹木 英二** 以上で本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。これを持ちまして平成24年第2回月形町議会定例会を閉会いたします。  
(午前11時38分閉会)